

平成16年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果について

事項	区分	監督実施 事業場数	法第5条違反事業場数 ()内は監督実施事業場数に対する違反率			最低賃金 額未満の 労働者数 が監督実 施事業場 の全労働 者数にし める比率 (%)	
			計	地域別最 低賃金の みの適用 事業場で 地域別最 低賃金違 反があった もの	産業別最 低賃金適 用事業場 で産業別 最低賃金 違反があ ったもの (地域別最 低賃金違 反が併せ てあった ものを 含む)		産業別最 低賃金適 用事業場 で地域別 最低賃金 のみに違 反があった もの(注)
合計		12,337	678 (5.5)	532 (4.3)	126 (1.0)	20 (0.2)	1.3
地域別最賃のみ適用事業場		10,147	532 (5.2)	532 (5.2)	-	-	1.2
新産業別最賃適用事業場		2,190	146 (6.7)	-	126 (5.8)	20 (0.9)	1.5
	食料品・飲料製造業関係	16	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	繊維工業関係	46	4 (8.7)	-	4 (8.7)	0 (0.0)	0.5
	木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	パルプ・紙・紙加工製造業関係	1	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	出版・印刷・同関連産業関係	35	2 (5.7)	-	2 (5.7)	0 (0.0)	0.6
	窯業・土石製品製造業関係	10	2 (20.0)	-	2 (20.0)	0 (0.0)	2.6
	鉄鋼業関係	12	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	非鉄金属製造業関係	8	0 (0.0)	-	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0
	金属製品製造業関係	53	3 (5.7)	-	3 (5.7)	0 (0.0)	1.1
	一般機械器具製造業関係	321	12 (3.7)	-	12 (3.7)	0 (0.0)	0.8
	電気機械器具製造業関係	1,179	85 (7.2)	-	69 (5.9)	16 (1.4)	1.7
	輸送用機械器具製造業関係	265	19 (7.2)	-	18 (6.8)	1 (0.4)	1.6
	精密機械器具製造業関係	54	4 (7.4)	-	2 (3.7)	2 (3.7)	2.5
	各種商品小売業関係	67	5 (7.5)	-	5 (7.5)	0 (0.0)	0.8
	自動車小売業関係	89	4 (4.5)	-	4 (4.5)	0 (0.0)	0.5
	その他	33	6 (18.2)	-	5 (15.2)	1 (3.0)	2.9

(注) 年齢、業務等の適用除外者について、地域別最低賃金違反があったもの

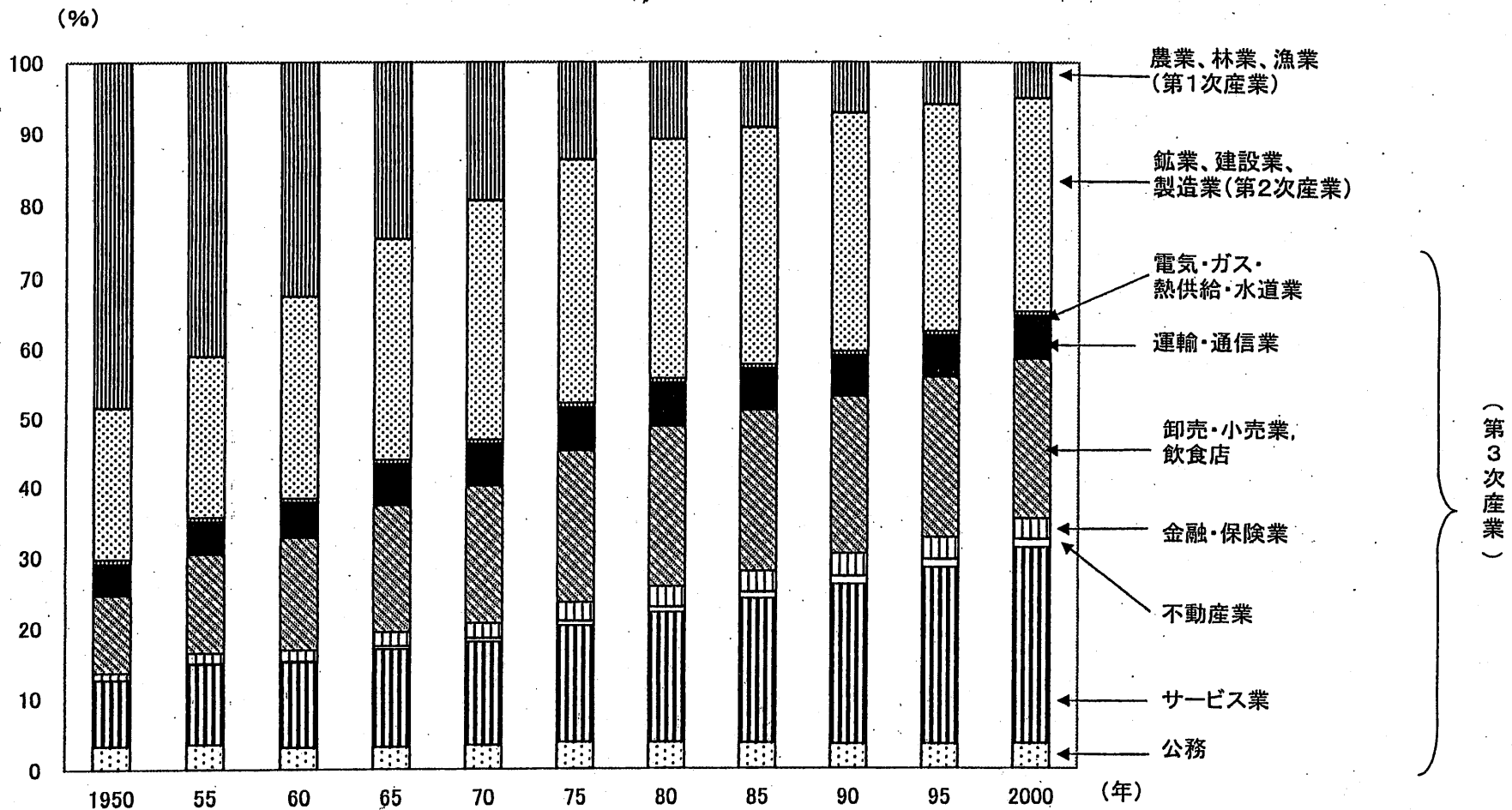
最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移（平成7～16年、全国計）

事項別 年	法 違 反 の 状 況			最賃未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数	法第5条違反 事業場数	違反率 (%)	監督実施事業場 の労働者数	最低賃金未満 労働者数	最低賃金 未満労働 者数の比 率 (%)
7	18,068	1,843	10.2	299,275	6,126	2.0
8	16,940	1,682	9.9	265,217	5,531	2.1
9	15,499	1,578	10.2	269,758	5,750	2.1
10	17,068	1,771	10.4	306,847	6,504	2.1
11	15,869	1,580	10.0	257,801	5,743	2.2
12	15,295	1,447	9.5	229,893	5,248	2.3
13	14,688	1,363	9.3	230,519	5,213	2.3
14	14,016	1,283	9.2	204,208	4,363	2.1
15	13,080	860	6.6	197,402	2,723	1.4
16	12,337	678	5.5	178,757	2,321	1.3

(注) 各年とも1～12月の間の結果である。

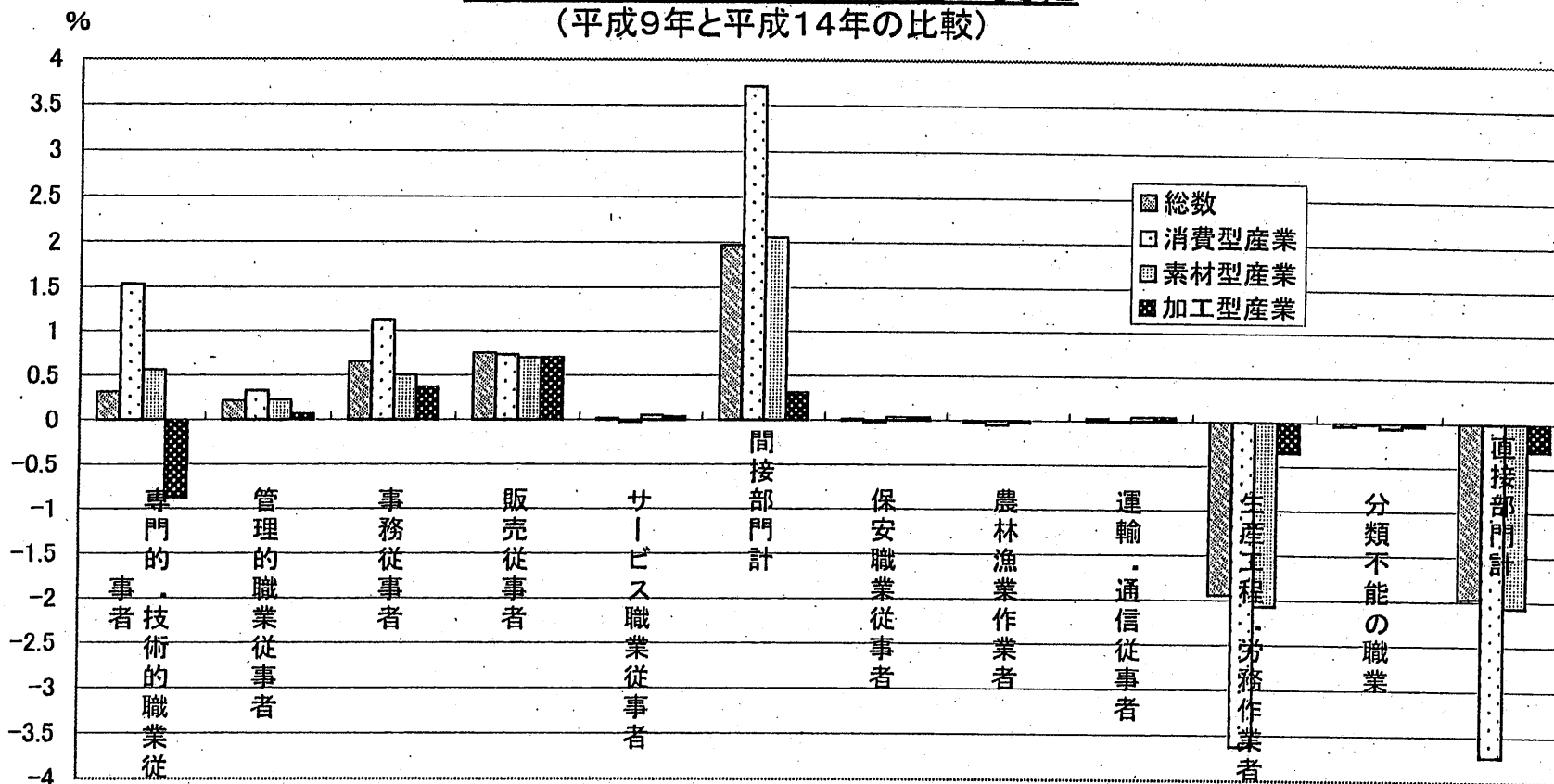
最低賃金制度を取り巻く環境変化

就業者数に占める産業別構成割合の推移



資料出所 総務省統計局「国勢調査」

製造業の部門別就業構造の変化 (平成9年と平成14年の比較)



(注) 1. グラフは、平成9年と平成14年の就業者の構成比の差を示したもの。

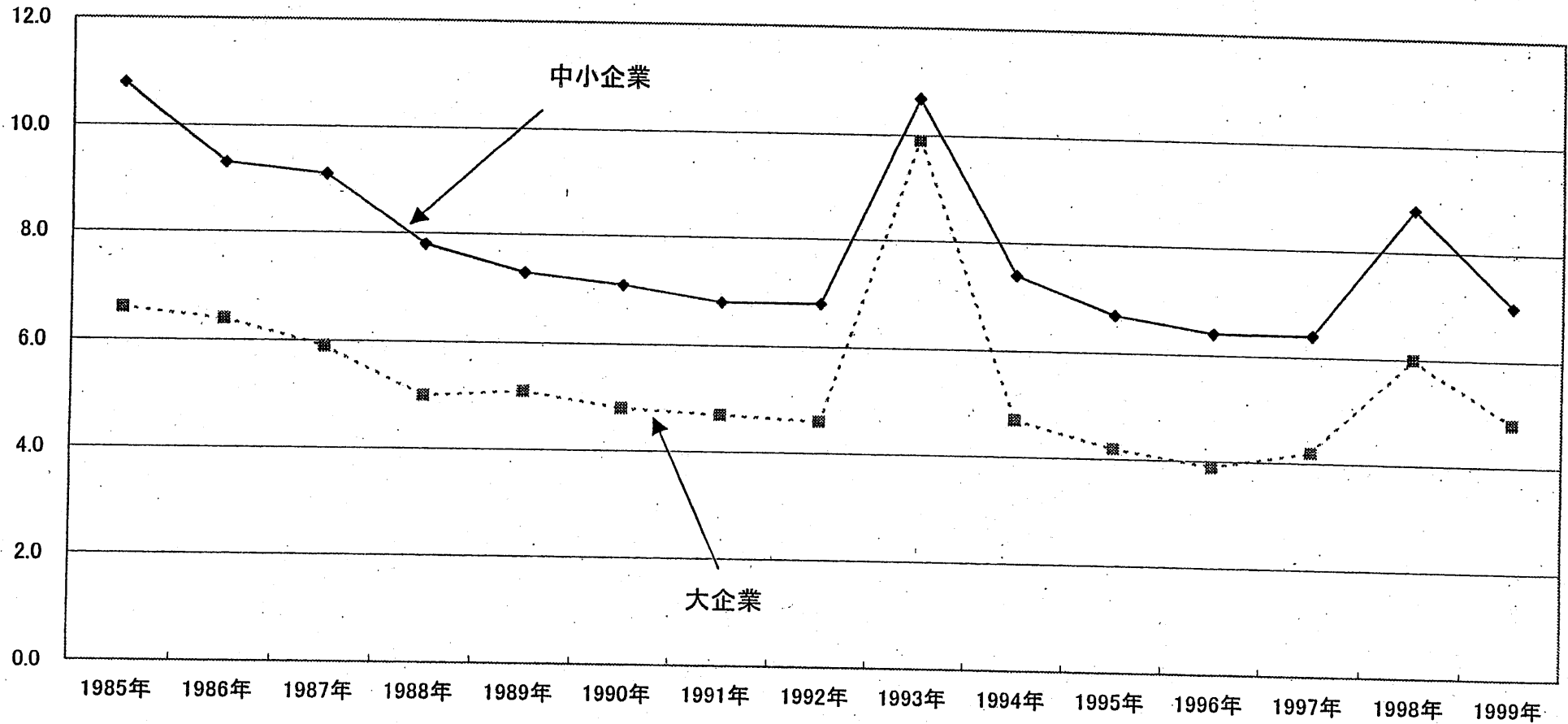
2. 素材型産業とは、パルプ・紙・紙加工品工業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、窯業・土石製品工業、鉄工業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、消費型産業とは、素材型産業、加工型(機械)産業以外の製造業である。

(資料) 総務省統計局「就業構造基本調査」

(%)

規模別業種転換割合

50



出所: 中小企業白書2002年版

(注) 1. 経済産業省「工業統計表」を再編加工したものである。

2. 従業員3人以下の企業は含まない。

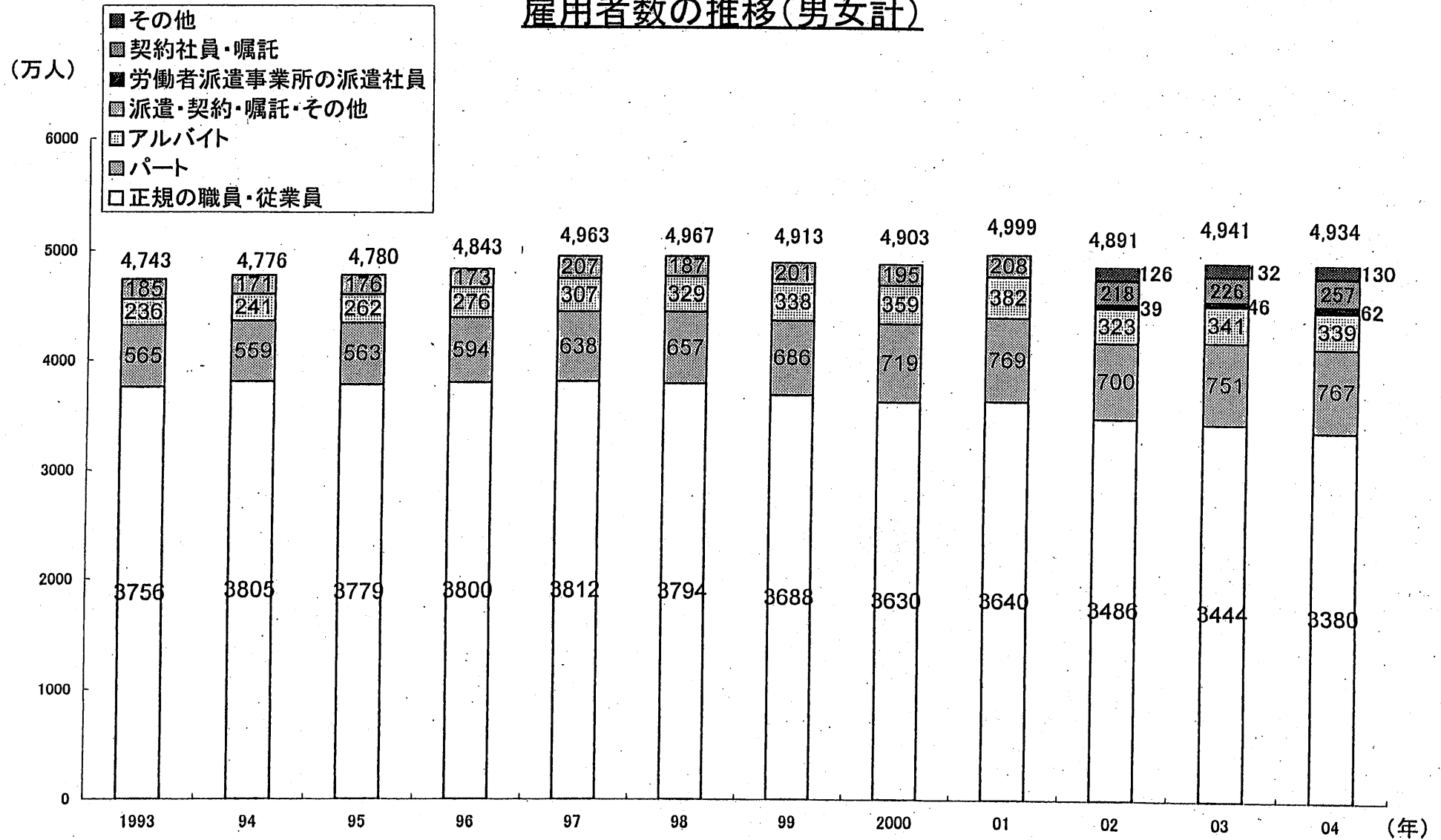
3. 中小企業とは従業員数300人以下の企業を指す。

4. 業種転換率 = 各年度において業種転換を行った事業所数 / 年度初における事業所数

5. 業種転換は日本標準産業分類細分類ベースで見ている。

6. 1993年度に日本標準産業分類の改訂が行われているため、特異値となっている。

雇用者数の推移(男女計)



(資料出所)総務省統計局「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細集計)」

(注)1. 各年2月、2002年以降は1~3月平均。

2. 2002年以降「派遣・契約・嘱託・その他」が「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」、「その他」に細分化されている。

3. 会社等の役員を除く雇用者を勤め先での呼称によって「パート」「アルバイト」「派遣・契約・嘱託・その他」「労働者派遣事業所の派遣職員」「契約社員・嘱託」「その他」の6つに区分している。